

海洋分科会 規制改革検討リスト（成長戦略上の課題リスト）

| 分野 | 項目 | 制度の現状 | 成長戦略上の課題 | 関係法令 | 関係省庁 |
|-----------|----------------------------|---|--|--|---------------------|
| 1. 港湾力の発揮 | 港内における45fコンテナ積載車両の通行 | 今後、45fコンテナの利用が普及する場合、埠頭間の横持ち輸送(コンテナターミナルから倉庫への輸送など)において、一般道路を通行することになるが、一般道路を通行できる45fコンテナ対応車両が国内に存在しない。 | 今後、45fコンテナの利用が普及する場合、道路法、道路運送車両法等の法趣旨に沿って安全に走行できる車両の開発及び手続きの円滑な運用等が必要となる。 | 運用・実務上の問題 | — |
| 1. 港湾力の発揮 | 入港時の手続きの迅速化・円滑化 | 出入国管理及び難民認定法に基づき、外国人の上陸者は、一部の者を除き、入国審査官に対して電磁的方式による個人識別情報(指紋、写真等)を提供し、入国審査を受ける等の手続きを要する。 | 外航クルーズ船の入港時における手続きに多くの時間を要し、クルーズ客の寄港時における滞在時間が短縮されることにより、乗船客の不満感やクルーズ商品の価値低下をもたらし、我が国へのクルーズ船誘致の阻害要因となっている。 | 入国管理法 | 法務省 |
| 1. 港湾力の発揮 | 夜間入出港制限の緩和 | 平成17年の港則法改正により、夜間入出港の規制は廃止されたものの、夜間入出港の安全性が十分に確保されていないため、制約を受けている港湾もある。 | 気象海象情報の提供や、視程の確保対策など安全性向上を図ると共に、水先人、港湾管理者等関係者において検討を行う必要がある。 | なし | — |
| 1. 港湾力の発揮 | クルーズ船の入国審査手続きの緩和及びCIQ体制の充実 | クルーズ船の入港や旅客の入国には、入港時の体温測定、セカンドポート(長崎～上海～那覇というルートでは那覇がセカンドポート)での同一手続き、屋久島・奄美大島等臨時出入国港指定申請(不開港)等の各種手続きを要する。 また、入国管理官の前港先乗り又は港外乗船が限定的である。 | クルーズ振興の課題となっている。 | 体温測定: 確認中 セカンドポート: 入国管理法 不開港: 関税法 | 財務省 法務省 厚生労働省 |
| 1. 港湾力の発揮 | 大型船の出入港及び航行に係わる規制緩和 | 大型船舶の瀬戸内海夜間航行規制、1L、2L規制(航路は船の全長分必要、回頭水域は船の全長×2必要という規制)、タグボートの使用基準等、船舶の出入港及び航行に係わる各種規制が存在する。 | クルーズ振興の課題となっている。 | 瀬戸内海: 海上交通安全法 1L、2L規制: なし タグボート使用基準: | — |